

平成 28 年 4 月 26 日

受益者の皆様へ

損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

## 「りそな中国 A 株 5 0 ファンド（愛称：双喜）」 基準価額上昇のお知らせ

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社設定投資信託「りそな中国 A 株 5 0 ファンド（愛称：双喜）」（以下「当ファンド」）の主要投資対象のひとつである「外国投資信託証券（BNP パリバ フレキシィーⅢ エクイティ チャイナ A）」では、中国 A 株に関するキャピタルゲイン課税に備えて、税金の支払いのために一定の引当金を積み立てて基準価額を算出しておりました。

中国当局がキャピタルゲインに対し課税する方針を発表したことを受け、引当金と実際に課税される金額との差により基準価額に影響が出る可能性を鑑み、投資家間の公平性の観点から、平成 27 年 3 月に本外国投資信託の新規の購入受付が停止され、当ファンドにおいても購入申込みのお取り扱いを中止しておりました。

今般、本外国投資信託証券の運用会社の関係会社である BNP パリバ インベストメント・パートナーズ株式会社より、上記キャピタルゲイン課税について中国の税当局へ納付した旨、また、納税額がこれまで積み立ててきた引当金を下回ったため、その余剰額が 4 月 22 日に本外国投資信託証券に繰戻された旨、連絡がありました。

当ファンドでは、本外国投資信託証券を約 43%組入れておりました（4 月 21 日時点）。上記繰戻しにより、4 月 22 日における本外国投資信託証券の純資産総額が増加（基準価額が上昇）したことから、当ファンドにおいて、4 月 25 日の基準価額は下記のとおり上昇いたしました。

繰戻し前の基準価額（平成 28 年 4 月 22 日）：10,346 円

繰戻し後の基準価額（平成 28 年 4 月 25 日）：17,874 円（+72.8%）

現在、換金申込は通常通り受付けておりますが、やむを得ない事情があると判断した場合等には、換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込の受付を取り消す場合があります。

敬具

## Ⅰ ファンドの特色

- 1 当ファンドは、主として「BNP PARIBAS FLEXI Ⅲ EQUITY CHINA “A”」および「損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド」に概ね各50%程度投資することにより、信託財産の中長期的な成長を目指して運用を行います。
  - ◆ 「BNP PARIBAS FLEXI Ⅲ EQUITY CHINA “A”」は、中国の取引所に上場する人民元建株式（A株）等に投資する投資信託証券です。
  - ◆ 「損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド」は、主に中国、香港、台湾での株式等に投資する投資信託証券です。
  - ◆ 実質組入外貨建資産については、原則為替ヘッジを行いません。
- 2 「BNP PARIBAS FLEXI Ⅲ EQUITY CHINA “A”」の運用は、ハイフートン・インベストメント・マネジメントの助言を受けて、BNPパリバインベストメント・パートナーズが行います。「損保ジャパン・グレーターチャイナ・マザーファンド」の運用は、損保ジャパン日本興亜アセットマネジメントが行います。

## Ⅰ 投資リスク

### 《基準価額の変動要因》

当ファンドの基準価額は、組入れられる有価証券等の値動き等による影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様に帰属いたします。したがって、投資者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金とは異なります。当ファンドの主なリスクは以下のとおりです。

※基準価額の変動要因は、以下に限定されるものではありません。

### ◆ 価格変動リスク

株式の価格は、国内外の政治・経済情勢、市況等の影響を受けて変動します。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ◆ 信用リスク

株式の価格は、発行体の財務状態、経営、業績等の悪化及びそれらに関する外部評価の悪化等により下落することがあります。組入れている株式の価格の下落は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また発行体の倒産や債務不履行等の場合は、株式の価値がなくなることもあり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### ◆ 流動性リスク

国内外の政治・経済情勢の急変、天災地変、発行体の財務状態の悪化等により、有価証券等の取引量が減少することがあります。この場合、ファンドにとって最適な時期や価格で、有価証券等を売買できないことがあり、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、取引量の著しい減少や取引停止の場合には、有価証券等の売買ができなかったり、想定外に不利な価格での売買となり、ファンドの基準価額が大きく下落する場合があります。

### ◆ 為替変動リスク

外貨建資産の価格は、当該外貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けて変動します。為替レートは、各国の政治・経済情勢、外国為替市場の需給、金利変動その他の要因により、短期間に大幅に変動することがあります。当該外貨の為替レートが、円高になった場合は、ファンドの基準価額が下落する要因となります。

### ◆ カントリーリスク

一般的に、主要先進国以外の国では、主要先進国に比べて、経済が脆弱である可能性があり、国内外の政治・経済情勢、取引制度、税制の変化等の影響を受けやすく、また市場規模や取引量が小さいこと等から有価証券等の価格がより大きく変動することがあり、ファンドの基準価額が大きく下落することがあります。

### ◆ 中国証券市場の制度等に関するリスク

中国の証券市場及び証券投資に関する制度には、様々な制限等があります。これらの制限等は、大部分が中国証券監督管理委員会（CSRC）及び国家外貨管理局（SAFE）の裁量によって行われます。また制度等の枠組みを構成する関係法令は、近年制定されたものが多く、その解釈が必ずしも安定していません。QFII（適格外国機関投資家）の投資に対する中国国内における課税の取扱いについては、明らかではなく、将来、税制が変更される可能性があります。

また、国家外貨管理局の裁量により、中国の外貨収支残高状況を理由として、海外への送金規制（または海外からの投資規制）等が行われた場合には、換金が行えない可能性があります。

### 《その他の留意点》

◆ クーリングオフ制度（金融商品取引法第37条の6）の適用はありません。

◆ 収益分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、収益分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。収益分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、収益分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。投資者のファンドの購入価額によっては、収益分配金の一部又は全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、収益分配金額より基準価額の値上がり率が小さかった場合も同様です。

詳細については、投資信託説明書（交付目論見書）をご覧ください。

## | お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購入代金	販売会社が定める日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位 ※詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。
換金価額	換金請求受付日の翌営業日の基準価額
換金代金	<p>換金請求受付日から起算して、原則として7営業日目からお支払いします。</p> <p>換金の申込金額が多額であると判断した場合<sup>*1</sup>、主要投資対象とする投資信託証券の解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等<sup>*2</sup>その他やむを得ない事情により、有価証券の売却（主要投資対象とする投資信託証券の解約または換金を含みます。）や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。</p> <p>※1 いずれかの換金請求受付日において換金請求の口数の合計が、その換金請求受付日における受益権の総口数の10%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合や、いずれかの換金請求受付日においてその換金請求受付日を含む過去5営業日における換金請求の口数の合計が、その換金請求受付日における受益権の総口数の30%を超える場合またはそのおそれがあると判断した場合等をいいます。以下同じ。</p> <p>※2 外国為替取引の停止、決済機能の停止、取引市場における流動性が極端に減少した場合、取引市場の混乱、自然災害、テロ、大規模停電、システム障害等により基準価額の算出が困難となった場合、投資対象国等における非常事態（金融危機、テフオルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、税制の変更、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等）による市場の閉鎖または流動性の極端な減少もしくは資金決済に関する障害等をいいます。以下同じ。</p>
申込不可日	ルクセンブルクの銀行休業日、香港証券取引所、上海証券取引所もしくは深セン証券取引所のいずれかの取引所の休業日（香港証券取引所の半日休業日を含みます。）においては、お申込みを受付けません。
申込締切時間	原則として午後3時まで（販売会社により異なる場合がありますので、詳細につきましては販売会社までお問い合わせください。）
換金制限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金請求を制限する場合があります。
購入・換金申込受付の中止及び取消し	委託会社は、購入・換金の申込金額が多額であると判断した場合、主要投資対象とする投資信託証券の申込み・解約および換金の停止ならびに基準価額算出の中止、取引所における取引の停止等その他やむを得ない事情があると判断したときは、購入・換金の受付を中止すること、及び既に受付けた当該申込みの受付を取り消すことができるものとします。
信託期間	平成32年2月24日まで（設定日 平成22年2月24日） ※ 委託会社は、信託約款の規定に基づき、信託期間を延長することができます。
繰上償還	主要投資対象とする投資信託証券が償還する場合、受益権の残存口数が30億口を下回ることとなった場合、繰上償還することが受益者のため有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、繰上償還させることがあります。
決算日	原則、2月、8月の各23日（休業日の場合は翌営業日）
収益分配	<p>毎決算時（年2回）、収益分配方針に基づいて収益の分配を行います。</p> <p>※ 分配金を受取る一般コースと、分配金を再投資する自動けいぞく投資コースがあります。販売会社によっては、どちらか一方のみのお取扱いとなる場合があります。各コースのお取扱いにつきましては、販売会社までお問い合わせください。</p> <p>※ ただし、分配対象収益が少額の場合には分配を行わないことがあります。</p>
信託金の限度額	400億円
公告	日本経済新聞に掲載します。
運用報告書	原則、毎決算時及び償還時に、交付運用報告書を作成し、あらかじめお申し出いただいたご住所に販売会社を通じて交付します。
課税関係	課税上は株式投資信託として取扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。

## Ⅰ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用			
購入時手数料	購入価額に <b>3.78% (税抜3.5%) を上限</b> として販売会社が定めた手数料率を乗じた額です。 ※ 詳細につきましては、販売会社までお問い合わせください。	販売会社によるファンドの商品説明・投資環境の説明・事務処理等の対価	
信託財産留保額	ありません。		
投資者が信託財産で間接的に負担する費用			
運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの日々の純資産総額に対して <b>年率1.2258% (税抜1.135%)</b> を乗じた額とし、毎計算期末または信託終了のときに、ファンドから支払われます。	運用管理費用(信託報酬)＝運用期間中の基準価額×信託報酬率	
	委託会社	年率0.375% (税抜)	ファンドの運用の対価
	販売会社	年率0.70% (税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価
	受託会社	年率0.06% (税抜)	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価
投資対象とする投資信託証券の信託報酬等	<b>年率1.345%</b> ※ 上記のほか、ファンドの設立・開示に関する費用等(監査費用、弁護士費用等)がかかります。	投資対象とする投資信託証券の運用の対価、管理報酬等	
実質的な運用管理費用 (信託報酬)	ファンドの純資産総額に対して <b>概ね1.8983%<sup>*</sup> (税込・年率)程度</b> となります。 ※ 当ファンドの運用管理費用(信託報酬)年率1.2258%(税抜1.135%)に、投資対象とする投資信託証券の信託報酬等(年率1.345%)を加算しております(当ファンドの運用方針に基づいて当該投資信託証券を概ね50%程度組入れた場合の概算です。)。投資信託証券の組入状況等によって、実質的に負担する信託報酬率は変動します。		
その他の費用・手数料	以下の費用・手数料等が、ファンドから支払われます。 ● 監査費用 ファンドの日々の純資産総額に定率(年0.00486%(税抜0.0045%))を乗じた額とし、実際の費用額(年間27万円(税抜25万円))を上限とします。なお、上限額は変動する可能性があります。 ● その他の費用 <sup>*</sup> 売買委託手数料、外国における資産の保管等に要する費用、信託財産に関する租税等 ※ 「その他の費用」については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。	・ 監査費用： 監査法人に支払うファンド監査にかかる費用 ・ 売買委託手数料： 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料 ・ 保管費用： 有価証券等の保管等のために、海外の銀行等に支払う費用	

※ 当該手数料等の合計額については、投資者の皆様がファンドを保有される期間、売買金額等に応じて異なりますので、表示することができません。

## ●税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時期	項目	税金
分配時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金（解約）時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315%

※ 少額投資非課税制度「愛称NISA(ニーサ)」をご利用の場合

毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

※ 法人の場合は上記とは異なります。

※ 税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## ●委託会社・その他の関係法人

委託会社 損保ジャパン日本興亜アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者（関東財務局長（金商）第351号）

加入協会 一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会

ホームページ：<http://www.sink-am.co.jp/> 電話番号：03（5290）3519 ●クライアントサービス第二部

受託会社 株式会社りそな銀行（再信託受託会社：日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）

販売会社 株式会社りそな銀行

登録金融機関（近畿財務局長（登金）第3号）／加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

株式会社埼玉りそな銀行

登録金融機関（関東財務局長（登金）第593号）／加入協会 日本証券業協会、一般社団法人金融先物取引業協会

株式会社近畿大阪銀行

登録金融機関（近畿財務局長（登金）第7号）／加入協会 日本証券業協会